

●香川県告示第248号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

平成25年5月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 (1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名
東かがわ市引田162番地6 有限会社共栄水産 代表取締役 森村 孝昭
東かがわ市引田121番地1 有限会社開発水産 代表取締役 熊本 義治
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号引田区域
いわし機船船びき網漁業
- 2 (1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名
東かがわ市松原1229番地3 谷 謙二
東かがわ市三本松133番地 田中 充
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号東讃白鳥、三本松、馬篠区域
いわし機船船びき網漁業、大型定置漁業及びあじ落網漁業
- 3 (1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名
さぬき市津田町鶴羽1567番地5 宇山 光司
さぬき市津田町鶴羽1590番地3 大塩 正憲
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号津田町区域
いわし機船船びき網漁業